

# 大学入試をめぐる諸問題

## 大学入学者選抜の基本的な問題点

名古屋大学助教授 佐々木享

### 大学入試制度

大学入試がひき起こしてしまった大きな問題は、今日では社会問題の様相を呈している。それだけに、多くの人が大学入試のあり方に関連して発言しているが、それらの論旨に立ち入ってみると、大学入試制度にふれたものは意外に少ない。ここではまず、わが国の大学入試制度の若干の特徴について述べる。

わが国の教育制度の多くがそうであるように、大学入試制度も法令にその根拠をもつていて、「広辞苑」で「制度」をひくと、「①制定された法規。國のおきて。」となる。大学入試制度は法令に根拠をもつてゐる、ところは当然のことである。「広辞苑」はつづけし、「②社会的に定められていく。」しくみやきまり」と述べて、「世襲制度」を例にあげている。後述するように、大学入試制度に関する法令の規定は極めて少なく、大学入試の実際面に立ち入ってみると、法令に規定されていない部分に問題が多い。この

ことが大学入試制度問題を複雑にしているのだが、ここではまず法令の規定から吟味してみる。

学校教育法のうち直接に大学入学に言及した規定としては、大学入学者資格を定めている第五十六条と、大学入学に関する事項を教授会が定める旨を規定している学校教育法施行規則第六十七条の根拠規定である第五十九条が重要な意味をもつていて、第五十六条の条文はつきのとおりである。

大学に入學することができるのは、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督厅の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十六条には、医学部、歯学部の専門課程への進学資格を定めた第二項があるのだが、ここでは、高校からの大学進学問題として現れる大学入試制度を検討するとして、第一項をめぐる諸問題は一切除外す

ることとする。また、第五十六条一項から導き出される教育法學的な多岐な問題にもあまり立ち入らないこととする。

右の規定で注目されるのは、戦後のわが国では、高校卒業をもつて大学入学者資格の基本としている点である。大学入学者資格の定め方としては、どういう学校で勉強したかに關係なく、ある種の試験で検定される学力をもつ者に限るという方式もあり得る。実際わが国にも、第五十六条一項後段の規定を受けて、高等学校を卒業していない人のために大学入学者資格検定の制度（昭和二六年文部省令第一三号「大学入学者資格検定規程」）が設けられているが、これはいわば補完的制度であって、大学入学者資格の基本は高校卒業という点におかれている、と解される。（このほか、右の規定は、高等専門学校を卒んでいた者についての大学入学者資格を認めていたが、これが大学入学者資格の基本でないことはいうまでもない。）

他方、大学入学者資格として必要とされるのは高校卒

業に立つ資格があつて、全日制、定時制、通信制のいすれの課程に学んだかは関係がないし、普通学科、職業学科等のどの学科に学んだかにも関係がないことに注目しておくる必要がある。このことが大学入試の実際面に及ぼす事項については後述する。ここでは、普通科、職業科の卒業者に等しく大学入学資格が与えられるので、普通科のみでなく、職業科もまた学校体系上の正統な中等教育として位置づけられている、といふ戦後日本の教育制度の民主的な性格を確認しておきたい。(戦前においては、中学校だけが正統の中等教育とされていた。この点で戦前の実業学校のうち入学資格、修業年限が中学校に等しいもの——いわゆる甲種実業学校の教育を中等実業教育と呼ぶことは問題がある。この種の実業学校については、専門学校入学者検定の無試験検定の指定を受けたことによつてその卒業者に上級学校へ資格が与えられたのであって、学校体系上の中等学校として位置づけられていたわけではないからである。筆者は中等程度の実業教育と呼ぶべきものと考へてゐる。これにたいして戦後の高校職業学校の教育は、中等職業教育の性格をもつてゐるといふことがある。)

他方、大学入学資格をもつ大学進学希望者を受け入れる大学側に関しては、「大学とは、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」という学校教育法第五十九条の規定を受けて、同法施行規則第六十七条に、「学生の入学、退学、転学、留学、休学、進学の課程の修了」及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める」という規定がある。大学入学者の選抜が大学自治の名のもとに大学固有の機能の一部であると解される法的根拠はこれらの規定にあるといふのである。

法令の条文面に現れる大学入学者の選抜に直接に関連する規定は、ほぼ右の二つに限られ、これ以外には大学入試センターの設置とその趣旨を定めていた國立学校設置法第九条の六、および、これを受けて定められた國立学校設置法施行規則第四十七条、四十二条があるくらいのものである。(学校教育法第五十九条と同法施行規則第六十七条によれば、大学入学者の選抜に関する事項は教授会にだねられてゐると解されるが、他方、國立学校設置法やその施行規則には、「共通第一次学力試験」の趣旨に関する規定がよくまれたり、両者の整合関係が問題となる。)

こうしてみると、大学は、学校教育法第五十六条の規定に拘束されるのが、大学入学者の選抜方法に関する自由は、大学入学者の選抜方法に関する自由は、大学入学者の選抜を適切に実施するため、文部省が毎年各大学に出している通達など、さうのまゝの制約が設けられている。(ただし、この点に立ち入つてみると、両者の間で記載されている事項は大学入学者選抜についての原則的な考え方から実施方法の細目にいたるまでひどくよくに多岐にわたつており、しかも、毎年少しずつ変わつてゐる。(ただし、国公立大学の入学者選抜方法に共通第一次試験を導入することを決めた一九七七年六月三十日付の「昭和五四年度における大学入学者選抜要項について(通知)」が前年度までの通達とは異なる点を多数含んでいたことはいりません)。限られた紙幅で通達の細目を紹介することにはできない)、またその必要もないのに、ここでは、通達にみられる基本的な考え方を紹介し、あわせて、この通達と現実に行われている大学入試とのずれをふくむ若干の立場的基本的な問題点を検討することした。

#### い。 ① 能力・適性の原則

大学入試に關する毎年の通達は、その冒頭に、大学入学者の選抜に關してそのあるべき基本的な考え方を述べている。たとえば、七七年六月の通達にはつぎのように書かれている。

大学入学者の選抜は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を②公正かつ妥当な方法で選抜するように実施することとし、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

右の文章(に書かれていたところ)は、大学入試

者選抜の基本原則、あるいは三つの内容をもつてるので大学入学者選抜の三原則と呼ばれている。(略)して、大学入試の基本原則、あるいは大学入試の三原則などといわれる。右の(1)、(2)、(3)の番号は筆者がつけ加えたものである。

大学入学者選抜の基本原則をしめしたじの文章は、ほとんど同文のまま、毎年の通達に掲げられている。

そこには(1)は、①を能力・適性の原則、②を公正

・妥当の原則、③を高等教育尊重の原則、と略称し

て、この順序で若干の問題を検討してみよう。問題点

に深入りする前に、それぞれの原則の意味の概略をい

えば、(1)はいわば進学希望者を大学生として受け入

れる大学側の要望を表現しており、(3)は、高等教育

は進学準備教育機関ではなく国民教育制度の一環なの

だから、大学入試のあり方が高等教育をめがめたりす

るものであつては困るという高校側の要望を表現して

おり、(2)は、入試方法の実際が二つの原則を尊重し

ながい、全体として社会的に公正・妥当なものである

べきだという要望を表現している、といつことなどが

ある。ひとりひとつの原則は、たんに通達に書かれてい

るところだけではなく、今日ではひらく社会的に承認さ

れ支待されていると言つてよい。しかし、実際に

立ち入ると、同時に尊重されるべき二つの原則の相互

間に矛盾や場合によっては著しい対立が現れたりする

ところに大学入試のむずかしさがある。

といひてこれら原則の順序であるが、一九六〇年六月に出された「昭和四年度大学入学者選抜実施要項」までは、右の(1)と(2)の順序が逆で、「大学入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法で、できる限り能力のある素質のすぐれた者を選抜するように実施するととおりだ。……」となつていたのである。この順序の入

れ替へといつては、「単に修辞學的な意味での改正」といふよりは、大學教育を受けるに備する能力・素質をもつた者——を選抜するのが、大学入学者選抜の第一義的目標であり、その方法のなどといわれるべきは、この考え方が含まれてゐる」という説明が、文教当局者がい写されてゐる。三原則の順序はいわば、機械的に並べたものではなく、一定の意味をもつてゐるところのである。炳眼な読者は、この順序の変更が、共通第一次試験の導入に伴つて各大学・学部が独自に実施する第二次試験——それぞれの大学・学部あるいは学科が自分のところで必要とする能力・適性を見定めるための、高校からの推せん方式や論文テストをふくむ独自の選抜方法の導入の伏線になつていたことをみてとるのである。

大学入学者の選抜は、がんばり直接には大学の教育・研究の維持発展のために必要な措置であつてそれ故に当該教授会にその実施方法を定める権限を認めてゐるのであつて、その意味では、能力・適性の原則が第一に掲げられ重視されることが別の問題ではなく、(2)③の原則は、(1)の原則から導き出される自由の範囲にたいして社会が要請している枠組みたどりうことができる。

大学入学者の選抜は、がんばり直接には大学の教育・研究の維持発展のために必要な措置であつてそれ故に当該教授会にその実施方法を定める権限を認めてゐるのであつて、その意味では、能力・適性の原則が第一に掲げられ重視されることが別の問題ではなく、(2)③の原則は、(1)の原則から導き出される自由の範囲にたいして社会が要請している枠組みたどりうことができる。

といひては、たとえば公正・妥当の原則にきつ縛られるが、客観的な評価という点で疑問が生じかねない高校からの推せんの重視や、学力の検査への論文・テストの導入はむづかしくなる。志願者が多く、合否の境模線に同程度の学力の者がひしめき合う大学・学部では、「公正」を期するために学力検査で

いはまだこの方針転換がかなり広範な大学人に支持されれるに至った背景は單純ではない。ここでは、受験勉強や進路指導が過熱してきただ結果として、少からぬ大学人が、従来の学力検査一点ばかりの方式で測られるに至つた背景は单純ではない。ここでは、受験勉強や進路指導が過熱してきただ結果として、少からぬ受験生の「学力」に疑問——ある場合には危機感をいだくようになってくるといふ事実だけを指摘しておこう。この疑問はかなり深刻であつて、それは、共通一次試験や二次試験のあり方やそれに付随する問題についての高校側の不満を引き消してしまふ程強くなつて

という者の中と、素質の意欲といふ点でかえつて少しばかり点数の高い者よりも当該学部の学生としては望ましいといふよな受験生がいる場合に、従来からの学力検査のみではそういう者を見つけ出すことはむずかしいし、たゞ見つけ出せても合格者とすることができないといふことになる。そこで公平・妥当の原則のものつ繋縛度につづいての理解を多少緩和しておこう。のが一九六九年にみられた方針転換の意味であったと解されるのである。

実際問題としては、従前からの私学の一部では、論文テストや面接、推せん等、学力検査以外の方法を採用していたのであるから、六九年の方針転換は、国公立大学にたいして特別に重要な意味をもつことになったと云ふことができる。そして実際にも、この頃から、推せんや論文テストなどの従来の学力検査以外の選抜方法が僅かずつではあるが、国公立大学の一部で採用されることはなつた。これらの方式をとる大学学部がいつきよにあつただけでなく、ある意味では学部の独自性をもつて試験のあり方についてもじこくすべききたなどと言われるやうになつたのは共通第一次試験採用以後のことであるが。

このような方針転換がうち出されてきた背景、あるいはまだこの方針転換がかなり広範な大学人に支持されれるに至つた背景は单純ではない。ここでは、受験勉強や進路指導が過熱してきただ結果として、少からぬ大学人が、従来の学力検査一点ばかりの方式で測られるに至つた背景は单純ではない。ここでは、受験勉強や進路指導が過熱してきただ結果として、少からぬ受験生の「学力」に疑問——ある場合には危機感をいだくようになってくるといふ事実だけを指摘しておこう。この疑問はかなり深刻であつて、それは、共通一次試験や二次試験のあり方やそれに付随する問題についての高校側の不満を引き消してしまふ程強くなつて

じる。いいつよい。

## I) 公正・妥当の原則

その親の財産、身分、職業、出身階層、性あるいは大学当局者との縁故など、受験生の能力、適性以外の要素が合否を左右するものじうがあつてはならないといふ。民主的な市民社会にひらく承認された原理を確認したものといふことができる。この点で、戦前に進学のみちがどもやねてた女性にいたる差別が許されなくなつたことは重要である。今日では、国公立大学では商船大学に至るまで女子に進学のみちを開いてゐる。

しかし、実際には、私学の一部といふ医学部・歯学部などにおいて多額の寄付や大学当局者の縁故などが合否を左右している事実があり、社会的に問題となることは周知のところである。このような選抜方式が学部教授会の議を経ないで行われるゆえな場合には、よく問題が多い。

また、合理的な理由なく、身体に障害をもつ者に進学のみちをとさることは公正・妥当の原則に反する疑いがあるといわなければならないが、この点で、今日のわが国大学の身体障害者の受け入れ方には問題の多いことが指摘されている。また国際交流が盛んになるに伴つて、外国人のわが国の大学への進学希望者もふえているが、彼らについては、公正の原則を機械的に適用して邦人と同様の学力検査を受けさせるのではないか、別個の方法を採用している大学が少なくないことが注目される。

しかし、大部分の進学希望者には、公正・妥当の原則は、学力検査の採点方法や調査書（ぶわゆる内申書）の活用の仕方を行つてほしいと要請する原

則として理解されてゐる。そしてこの点から、大学側が、合否判定の手がかりとして調査書を積極的に活用するといふ立場をしてくることは、ひいて知られてゐるところである。

また戦後においては、この公正・妥当の原則に関する議論の客觀性が生じやすい論文リストや記述式で解答を求める検査方法が激減してしまった。しかし二十年来、客觀性の強調——あらゆるそれだけではないが——がもたらした受験生の学力のあり方に能力・適性の原則の觀点からかなり重大な疑問が投げかけられるようになり、これが大学入学者選抜方法の改革の一つの重要な契機となつたことは、前述のことである。

しかし、公正・妥当の原則をじこまく貫くかじうじじうじなると、次の、高校教育尊重の原則との関係ではじく多くの問題が生じてくる。たとえば、近年の高校教育指導要領の教育課程改訂方式は学年進行で改訂するにになつてゐるので、高校の教育課程は、改訂をはじめてから全日制の場合は三年間で、定時制の場合は四年間で完結することになる。そこで大学入試の学力検査科目は、改訂学習指導要領の実施三年後には全面的に改訂されることになるが、その年に定期課程ではなくて、高等教育課程で学んだ者が卒業する。そこで大学側は、大学入試の学力検査科目については、その年に限つて、新教育課程によるもののほか、旧教育課程によるものを用意しなくてはならない。このような措置をとることは、高校教育尊重の原則（由来してらるといえるが、同時に、全日制課程と定時制課程

(28ページ下段からのつづき)

製紙業の飛躍的発展の結果筆記に使える更紙が安価に供給されたこと、前回説明した学童用鉛筆の普及とがこれにドッキングして、大正末から昭和にかけて、この学習帳は多くの子どもたちをじてられた。

ノート・学習帳の普及は、授業を一変させた。

子どもの筆記が容易になつたから、授業の密度は著しく濃くなつたし、家庭学習、つまり宿題も可能となつた。從前石盤では重くて擦除不能だし、和紙に書いてこいなどと命じたら親から抗議が出て来る。いきおい、教科書を読んでおくこと程度の宿題しかありませんのである。子どもにとっても、鉛筆と更紙とを使ってドリルが可能になつたし、その結果の蓄積も大きくなるようになった。

あるいは、パリ・コミューンの地下活動が創始したといわれる孔版印刷術（これに必要な蠶びき原紙は開国後に輸出された土佐紙により可能となつた。日本の開国が遅れていたらパリ・コミューンの地下情宣活動も変わつたはずである）とともに文集なども、容易に作り出されるようになつた。鉛筆といおどり、この国産洋更紙と孔版印刷器との普及なくして、昭和初期における生活綴方運動の展開は、不可能だったといえる。和紙による保証された「かく」文化の伝統が、新しい洋更紙の出現によって、すぐれた教育方法として新たな生命をつむしができたのである。

紙が文化と教育を変える、この意味はもつと追究されてよだらう。

(のページ中段からのいじめ)

を不正に差別するといは認めたがて、などという意味をもつてゐるが、公正・妥当の原則に由来するところである。この「やうな過渡期の措置を浪人対策と思っている人がある。結果としてそういう効果を發揮してゐるが、企図がそんじあるわけではない。念のため」

現行の共通第一次試験学力検査科目に「英語A」や「基礎理科」がふくまれていよいよは、これらの科目を学んだ者も高卒者であるひとには何ら変わらないという意味で高校教育尊重の原則で説明されるが、こひでは同時に公正・妥当の原則が貫かれていたものである。そのことの場合、当初国大協側は「英語A」や「基礎理科」を学力検査科目に加えるといふを考えてはしなかつたのか、能力・適性原則が公正・妥当原則や高校教育尊重原則とのかねあいでは一定の制約を受ける例証の一つとなつてゐるわけである。